

■グリーン化特例(軽課税率)

平成27年度中に新規取得した三輪及び四輪車のうち、環境性能について一定の基準を満たした車両は、平成28年度に限り軽自動車税が軽減されます。

区 分		電気自動車など	▼H32年燃費基準を+20%達成した乗用 ▼H27年燃費基準を+35%達成した貨物	▼H32年燃費基準を達成した乗用 ▼H27年燃費基準を+15%達成した貨物
四 輪	乗 用	自家用	2,700円	5,400円
		営業用	1,800円	3,500円
	貨 物	自家用	1,300円	2,500円
		営業用	1,000円	1,900円
三 輪		1,000円	2,000円	3,000円

☆燃費基準の達成状況は、自動車検査証の「備考欄」に記載されています。

●お問い合わせ 町民税務課(☎37-2193 担当:黒澤)

産業活性化助成事業で整備されました

産業活性化助成事業は、新たな産業の創出や規模拡大、特産品等の開発や既存製品の販売促進、担い手の育成を実施するものに対して助成を行っています。

平成27年度は1月末現在で、小売施設整備事業と飲食店施設整備事業の2件で利用されています。



瀬見原：合同会社わたなべ（小売施設整備事業）
※11月にオープンしました。



瀬見原：そば茶房牧ノ原（飲食店施設整備事業）
※1月にオープンしました。

●お問い合わせ ふるさと振興課(☎37-2177 担当:橋本)
七ヶ宿町商工会(☎37-2629 担当:沖田)



軽自動車税の税率が変わります!

地方税法の改正に伴い平成28年度以降の軽自動車の税率が変更になります。
軽自動車税は毎年4月1日現在、軽自動車等を所有している方にその年度分が全額課税されますので、廃車や名義変更の手続きは3月中にお願いします。

■二輪車と小型特殊自動車の税率

車 種	旧 税 率	新 税 率
原動機付自転車(50cc以下)	1,000円	2,000円
原動機付自転車(50cc超90cc以下)	1,200円	2,000円
原動機付自転車(90cc超125cc以下)	1,600円	2,400円
軽二輪車(250cc以下)	2,400円	3,600円
小型二輪(250cc超)	4,000円	6,000円
小型特殊自動車(農耕用)	1,600円	2,400円
小型特殊自動車(その他)	4,700円	5,900円
ミニカー	2,500円	3,700円

■三輪・四輪の軽自動車の税率

最初の新規検査から13年経過した三輪及び四輪の軽自動車について、平成28年度課税から、重課税率が適用されます。(概ね新税率の1.2倍増)

区 分		現行税率	新 税 率	重課税率
		H27年3月までに最初の新規検査をした車両	H27年4月以降に最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から13年を経過した車両
四 輪	乗 用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨 物	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円
三 輪		3,100円	3,900円	4,600円

☆新規検査の年月は、自動車検査証の「初度検査年月」に記載されています。